

## 名古屋市博物館条例等の一部改正について

博物館法の一部改正に伴い、規定を整備するため、名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）等の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和5年2月10日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

### 記

#### 1 改正理由・内容

博物館法の一部が改正され、博物館が行う事業が追加されたこと等に伴い、本市の博物館、美術館、科学館及び見晴台考古資料館の事業に下記の事業を追加する等の改正を行います。

- (1) 各館の収蔵品に係る電磁的記録の作成及び公開
- (2) 学芸員その他の各館の事業に従事する人材の養成及び研修
- (3) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進

#### 2 改正する条例

- (1) 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）
- (2) 名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）
- (3) 名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）
- (4) 名古屋市見晴台考古資料館条例（昭和54年名古屋市条例第39号）

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

#### 4 条例案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり

（総務部総務課）

(案)

令和5年第 号議案

名古屋市博物館条例等の一部改正について

名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和5年2月 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市博物館条例等の一部を改正する条例

(名古屋市博物館条例の一部改正)

第1条 名古屋市博物館条例(昭和52年名古屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)  
第18条の規定に基づき、」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「資料(」の次に「  
電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ  
とができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。)を含む。」  
を加え、同条中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同条第7号中「  
連絡」を「連携」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加  
える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(博物館法(昭  
和26年法律第285号。以下「法」という。))第3条第3項の文化観光を

いう。)その他の活動の推進

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

第7条第1項ただし書中「第8号」を「第11号」に改め、同条第2項中「第8号」を「第11号」に、「及び前項」を「及び同項」に改める。

第18条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館条例の一部改正)

第2条 名古屋市見晴台考古資料館条例（昭和54年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第8号を第11号とし、同条第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の考古資料館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 見晴台遺跡資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(名古屋市美術館条例の一部改正)

第3条 名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「資料（」の次に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。」を加え、同条中第6号を第9号とし、同条第5号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

（名古屋市科学館条例の一部改正）

第4条 名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、」を削る。

第2条第1号中「装置」の次に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。）」を加え、同条中第6号を第9号とし、同条第5号中「他機関との」の次に「連携及び」を加え、同号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

第2条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修  
第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 科学に関する資料及び装置に係る電磁的記録の作成及び公開  
第10条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (理 由)

この案を提出したのは、博物館法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)  
(現 行)

1 名古屋市博物館条例 (抜すい)

(設置)

第 1 条 博物館法 (昭和26年法律第 285 号。以下「法」という。) 第18条の規

定に基づき、歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する資料を収集し、保管し、  
展示し、及び教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養の向上、  
調査研究等に資するとともに、これらの資料に関する調査研究を行うため、  
行なう次のように博物館を設置する。

(略)

2 (略)

(事業)

第 2 条 名古屋市博物館 (以下「博物館」という。) は、前条第 1 項の目的を

達成するために、次の事業を行う  
行なう。

(1) 歴史、考古、民俗及び美術工芸に関する実物、複製、模写、模型、図書、

図表、写真、フィルム、レコード等の資料 (電磁的記録 (電子的方式、磁

気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

た記録をいう。次号において同じ。)を含む。以下「博物館資料」とい

う。) の収集、保管、展示及び供用

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

(3)

(2)

( )

(7)

(6)

(略)

(8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修

(9) 他(7)の博物館、図書館、学校、研究所等との連携及び協力

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

(11) }  
(8) } (略)  
(12) }  
(9) }

(施設の使用)

第7条 博物館（分館を除く。）の別表第3使用区分の欄に掲げる施設（以下「博物館の施設」という。）は、当該使用区分に対応して定める用途に使用させるものとする。ただし、本市が当該施設を第2条（第11号を除く。）の事業に用いる場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、第2条（第11号を除く。）の事業及び同項  
前項の使用を妨げない限度において、博物館の施設（展示室を除く。）を別表第3中欄に掲げる用途以外の用途に使用させることができる。

(博物館協議会)

第18条 法 第23条  
第20条第1項の規定に基づき、博物館に名古屋市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 }  
( ) } (略)  
6 }

2 名古屋市見晴台考古資料館条例（抜すい）

(設置)



(設置)

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規

定に基づき、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため、次のように美術館を設置する。

名称 名古屋市美術館

位置 名古屋市中区栄二丁目17番25号

(事業)

第2条 名古屋市美術館（以下「美術館」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 美術品及び美術に関する図書、文献、模写、模造、写真、フィルム等の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）

を含む。以下「美術品等」という。）の収集、保管、展示及び供用

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開

(3)  
(2)  
( )  
(5)  
(4)

(略)

(6) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修

(7) 他の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等との<sup>連携</sup><sub>連絡</sub>及び協力

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26

年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をい

う。）その他の活動の推進

(9)  
(6)

(略)

(美術館協議会)

第11条 ~~法~~<sup>第23条</sup>~~第20条~~第1項の規定に基づき、美術館に名古屋市美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 }  
5 } (略)  
6 }

#### 4 名古屋市科学館条例（抜すい）

（設置）

第1条 ~~博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、~~近代科学に関する知識の普及啓発を目的として、次のように科学館を設置する。

名称 名古屋市科学館

位置 名古屋市中区栄二丁目17番1号

（事業）

第2条 名古屋市科学館（以下「科学館」という。）は、その目的達成のために次の事業を行う。

(1) ~~科学に関する資料及び装置（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を含む。）~~の展示

(2) 科学に関する資料及び装置に係る電磁的記録の作成及び公開

(3) }  
(2) } (略)  
5 }  
(4) }

(6) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修

(7) 科学知識の普及啓発に必要な他機関との~~連携及び~~協力  
(5)

(8) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第3条第3項の文化観光をいう。）その他の活動の推進

(9) (略)

(科学館協議会)

第10条 法<sup>第23条</sup><sub>第20条</sub>第1項の規定に基づき、科学館に名古屋市科学館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 }  
5 } (略)  
6 }

(参考 2)

参 照 条 文

博物館法（昭和26年法律第 285 号）抜すい 新旧対照 <sup>(改正後)</sup><sub>(改正前)</sub>

(博物館の事業)

第 3 条 博物館は、前条第 1 項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) } (略)  
(2) }

(3) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

(4) } (略)  
(3) }  
( ) }  
(10) }  
(9) }

(10) 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、

協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

(11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

(12) (略)  
(11)

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第31条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならないの相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第 1 項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共

団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（設置）

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団

体の条例で定めなければならない。